

○かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の設置及び管理に関する規則

令和3年3月1日規則第1号

改正

令和4年3月29日規則第1号

かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の設置及び管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の設置及び管理に関する条例（令和3年条例第13号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(休館日等)

第2条 かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設（以下「町借受施設」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるとき及び、第3条第3項の規定に基づき利用を許可したときは、この限りでない。

名称	休館日	開館時間
オレンジファクトリー (オレンジバックヤード含む)	(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	午前9時から午後5時まで
オフィスかつうら1		
オフィスかつうら2	(2) 12月29日から翌年の1月3日まで	

2 町長が特に必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用の許可)

第3条 条例第6条の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、オレンジファクトリーを平日に利用する場合、利用の5日前までに、かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設利用許可申請書（第1号様式。以下「利用許可申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が開館等の管理上支障がないと認めるときは、その期日を短縮することができる。

2 オフィスかつうら1を平日に利用する場合、利用前日までに、利用許可申請書を町長に提出しなければならない。

3 オフィスかつうら2を利用する場合、同施設への入居決定後、町が指定する日までに利用許可

申請書を町長に提出しなければならない。なお、既にオフィスかつうら2に入居者がある場合、オフィスかつうら1をオフィスかつうら2と同条件の施設として、利用することができる。

4 オレンジファクトリーを日曜日、土曜日に利用する場合、利用の14日前までに、利用許可申請書を町長に提出し、その場合のみ開館とする。

5 町長は、前二項の規定に基づき、使用許可申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設利用許可書（第2号様式。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

6 町長は、利用許可の際、町借受施設の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

（利用の許可の取消し）

第4条 利用の許可の取り消しをするときは、休館日を除いたその前日までに、町長に申し出なければならない。この場合は使用料を還付するものとする。

（利用者の義務）

第5条 利用者は、条例又は規則及び町長が定める利用者の心得又はその他の規律等を守らなければならない。

（指定管理者における管理）

第6条 条例第5条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第5条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第1号様式及び第2号様式中「勝浦町長」とあるのは「勝浦町指定管理者」と読み替えるものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第3条及び第4条の規定は、令和3年4月1日以降の利用から適用する。

附 則（令和4年3月29日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条の規定は、令和4年4月1日以降の利用から適用する。

勝浦町長 殿

住 所

氏 名

電 話

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在及び名称並びに代表者の氏名）

かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設利用許可申請書

次のとおり利用の許可を受けたいので、かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の設置及び管理に関する規則第3条の規定により、次のとおり利用許可を申請します。

利用年月日	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）		
利用場所	オレンジファクトリー	オフィスかつうら1	オフィスかつうら2
利用期間	半日 ・午前（9:00～13:00） ・午後（13:00～17:00）	1時間	（ ）か月
		1時間（貸切）	
		半日（午前・午後）	
		1日	
		1か月	
使用料			
利用目的			
利用予定人数			
会場責任者			
備考	使用料の免除理由（条例第9条第4項による。）		

様

勝浦町長

かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設利用許可書

年 月 日付けにて許可申請のありましたかんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の利用は次のとおり許可します。

利用年月日	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）		
利用場所	オレンジファクトリー	オフィスかつうら1	オフィスかつうら2
利用期間	半日 ・午前（9:00～13:00） ・午後（13:00～17:00）	1時間	（ ）か月
		1時間（貸切）	
		半日（午前・午後）	
		1日	
		1か月	
使用料			
利用目的			
利用予定人数			
会場責任者			
備考	使用料の免除理由（条例第9条第4項による。）		